

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」ECサイトの 広報業務委託仕様書

1 業務名

埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」ECサイトの広報業務委託仕様書

2 目的

令和3年8月以降に、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）の埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」に、県産品を販売するためのECサイトを追加する。このECサイトの公開にあたり、より多くの方に関覧、購入等をしていただけるよう各種広報や動画制作などを実施し、本県物産の消費拡大を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約日から令和4年1月31日（月）までの期間とする。

4 委託業務内容

ECサイトの認知度、閲覧数、販売売上額を上げることを目的とした広報を行うこと。なお、ECサイトは令和3年8月頃から令和4年1月頃まで送料無料キャンペーン等の開催を予定しており、キャンペーン期間中の販売目標件数は5万件である。

実施内容は以下のとおりとする。

（1）リスティング広告、ターゲティング広告の配信

Google、Yahoo!等の広告配信を行い、ECサイトにおけるセッション数を5万以上獲得すること。5万は最低保証であり、これを達成後も、契約終了まで広告配信を継続し、更なるセッション数の増加を図ること。目標セッション数は、当該広告配信により獲得するものとし、本事業以外のプロモーションで獲得したセッション数は含まないものとする。

なお、ECサイトは令和3年8月頃から令和4年1月頃まで送料無料キャンペーンの開催を予定しており、同期間で目標セッション数を獲得すること。

業務に当たっては、次のア～キを実施すること。

ア 広告費は、ECサイトにおけるセッション数を5万以上獲得するために必要な費用を計上すること。また、目標達成のため、月1回、目標値に対する実績の報告及びそれに対する対応策を検討し、報告すること。

イ 広告配信用のバナーは複数パターン制作すること。

ウ 広告配信に当たっては、エンゲージメント率を鑑みて、ターゲット設定やバナー設定等の運用を行うこと。

エ 契約期間中、目標セッション数を達成した後も、計上した広告費の上限まで継続すること。

オ 対象とする検索キーワード、広告文は受託者が提案し、協会と協議の上、決定すること。

カ 受託者が登録手続き、掲載管理を行うこと。

キ 受託者は月1回設定したキーワードでの検索状況をレポートし、月1回修正すること。

(2) ソーシャルメディア広告

- ・ twitter、Facebook 及び Instagram を対象とし、それぞれの特徴に合わせた広告を作成し、実施すること。広告は①動画広告、②画像による広告を行うこと。
- ・ 動画広告は (3) で定める動画を用いること。

(3) 動画広告

- ・ EC サイトの魅力を PR する 10 秒程度の動画を 2 本以上作成すること。
- ・ 作成した動画は、(1) のリスティング広告、ターゲティング広告、(2) のソーシャルメディア広告、その他効果的な掲載媒体への掲載、掲載時期等実施方法を受託者が提案し、協会と協議の上決定すること。
- ・ 受託者は動画作成から掲載に係る一切の手続を行うこと。
- ・ 動画には埼玉県に縁のある芸能人、アスリート等 (以下「著名人」という。) を起用すること。
「埼玉県に縁」とは、出身地、現住所、在籍している (していた) 学校や企業が埼玉県であることを公言していること、埼玉県に所在するスポーツチームに在籍していた経験があること、埼玉県を舞台としたドラマ等に出演経験がありその事実を広く認知されていること等をいう。
- ・ 動画の出演者、内容は受託者が提案し、協会と協議の上、決定すること。

(4) 広報資料用写真

- ・ (3) で起用した著名人に EC サイト内のページで使用する写真を 3 カット程度撮影すること。当該写真については、EC サイトの PR に利用し、EC サイト内及び EC サイトに関連するチラシ、ポスター、フリーペーパー「ちょこたび埼玉」で利用する。
- ・ 写真の画素数、サイズ等の仕様は協会と協議の上、決定すること。

(5) 埼玉県の観光振興施策等との連動した広報 (想定費用 200 万円)

埼玉県と連携し、以下の内容の広報を実施すること。

- ・ 「アニ玉祭 2021」と連動した広報
- ・ 現在オーディションを行っている「埼玉バーチャル観光大使 (VTuber)」の活用
- ・ 「FM NACK5」「テレ玉」「埼玉新聞」など県内のメディアを活用した広報
- ・ 県内ゆかりのスポーツ選手や大河ドラマ出演俳優等に県産品をプレゼントとすることによる SNS での広報

(6) その他

その他、EC サイトの売上額増加、サイト訪問者数増加として有効な施策について提案すること。

(7) 月次報告

実施した各広告に関連した実施成果の取りまとめ、アクセス分析等を行い、月次で報告すること。指標については受託者が提案のうえ、協会と協議の上決定すること。

また、委託期間全体の実施成果を取りまとめ、報告すること。

5 業務実施上の条件

業務実施に当たっての条件は以下のとおりとする。

(1) 成果物等の履行期限及び 提出方法

事業終了後、4 委託業務内容に基づく最終報告書を電子データで提出すること。また、翌年度以降の改善策も併せて記載すること。

- ①提出物 : 事業実施報告書 部数 5 部
上記報告書を記録した電子データ
※報告書の内容については事前に発注者の承認を受けること
- ②項目 : 露出状況や閲覧数等の推移含めた結果、考察等
- ③提出期限 : 令和 4 年 2 月 16 日 (水)
- ④提出先 : 一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO 推進課

(2) 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体 (DVD-ROM 等) で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- ①本事業において撮影・制作した画像及び動画データ
- ②ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ (ai データ等)
- ③事業実施報告書

(3) 打合せ、定時報告等

- ア 事業実施に必要な打合せを行うとともに、進捗状況の報告を行う。
- イ 打合せ等で必要となる資料及び打合せ記録をその都度作成すること。

(4) その他

- ア 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
- イ 契約締結後 10 日以内に全体実施計画 (スケジュール表を含む。) を提出すること。スケジュールは、委託者と常時進捗状況を確認し合うこととし、必要に応じて適宜修正を行うものであること。
- ウ サイトの広報を行うに当たっては、委託者や別途委託するサイトの受託事業者と密に連携を図り、調整の上、実施すること。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の遂行に当たっては、提案内容に基づき協会と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 協会と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備するものとする。
- (3) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 使用した写真、イラスト、投稿物等の著作権は、協会に帰属するものとする。埼玉県の物産観光の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする。(広告を除く。) ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を協会が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (7) 受託者は本業務実施のために必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に許諾を得る

こと。

- (8) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、受託者の責任及び費用で行うこと。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (11) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 協会が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (13) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。